



栃木県公報

平成31(2019)年
3月29日(金)
号 外
第 9 号

目 次

規 則

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第十二号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域振興課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>総務企画担当、災害対策担当、危機・防災情報担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 略</p> <p>三 県民生活部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>総務企画担当、災害対策担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		地域振興課	略	危機管理課	総務企画担当、災害対策担当、危機・防災情報担当	課・室名	班・担当名	略		危機管理課	総務企画担当、災害対策担当	<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域振興課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国体準備室</td> <td>総務企画担当、施設調整担当、競技式典担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 略</p> <p>三 県民生活部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>総務企画担当、災害対策担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		地域振興課	略	国体準備室	総務企画担当、施設調整担当、競技式典担当	課・室名	班・担当名	略		危機管理課	総務企画担当、災害対策担当
課・室名	班・担当名																												
略																													
地域振興課	略																												
危機管理課	総務企画担当、災害対策担当、危機・防災情報担当																												
課・室名	班・担当名																												
略																													
危機管理課	総務企画担当、災害対策担当																												
課・室名	班・担当名																												
略																													
地域振興課	略																												
国体準備室	総務企画担当、施設調整担当、競技式典担当																												
課・室名	班・担当名																												
略																													
危機管理課	総務企画担当、災害対策担当																												

略

四 略
五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
略	
障害福祉課	企画推進担当、社会参加促進担当、福祉サービス事業担当、精神保健福祉担当
略	

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
国際課	国際戦略推進担当、経済・交流担当、旅券担当
観光交流課	観光地づくり担当、インバウンド推進担当、とちぎ特産振興担当、デザインレーションキャンペーン推進班
略	

七・八 略

2 略

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課、地域振興課 略

経営管理部 略

県民生活部

県民文化課 略

危機管理課

一 七 略

略

四 略
五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
略	
障害福祉課	企画推進担当、社会参加促進担当、全国障害者スポーツ大会準備担当、福祉サービス事業担当、精神保健福祉担当
略	

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
国際課	企画・協力担当、経済・交流担当、旅券担当
観光交流課	観光地づくり担当、海外誘客担当、とちぎ特産振興担当、デザインレーションキャンペーン推進班
略	

七・八 略

2 略

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課、地域振興課 略

国体準備室

一 第七十七回国民体育大会の開催に関すること。

経営管理部 略

県民生活部

県民文化課 略

危機管理課

一 七 略

八 防災行政ネットワークに関すること。
 九 略
 消防防災課
 一・二 略
 三〇 七 略
 暮らし安全安心課
 一〇 五 略
 六一 再犯の防止等に関する施策の推進に関するこ
 と。
 七二 二三三 略
 統計課 〓 人権・青少年男女参画課 略
 環境森林部
 環境森林政策課
 一〇 七 略
 八二 森林経営管理法の施行に関すること(林業木
 材産業課の所掌するものを除く)。
 九三 十五 略
 地球温暖化対策課
 一〇 二 略
 三三 気候変動適応法の施行に関すること。
 四四 十一 略
 環境保全課 〓 廃棄物対策課 略
 林業木材産業課
 一〇 四 略
 五五 森林経営管理法の施行に関すること(経営管
 理実施権の設定に係る民間事業者の公募及び公
 表に関するものに限る)。
 六六 十五 略
 森林整備課 略
 保健福祉部
 保健福祉課
 一〇 三 略
 四四 保健に係る人材確保の総合調整に関するこ
 と。
 五五 保健に係る研修の総合企画に関すること。
 六六 保健師業務の統括に関すること。
 七七 十二 略
 十三 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関す
 ること(高齢対策課の所掌するものを除
 く)。
 十四 二十 略
 二二 一 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資
 金貸与条例の施行に関すること(高齢対策課の
 所掌するものを除く)。
 二二 二 三十一 略
 医療政策課
 一〇 二二 二 略

八 略
 消防防災課
 一・二 略
 三三 防災行政ネットワークに関すること。
 四四 八 略
 暮らし安全安心課
 一〇 五 略
 六一 二二 二 略
 統計課 〓 人権・青少年男女参画課 略
 環境森林部
 環境森林政策課
 一〇 七 略
 八二 十四 略
 地球温暖化対策課
 一〇 二 略
 三三 十 略
 環境保全課 〓 廃棄物対策課 略
 林業木材産業課
 一〇 四 略
 五五 十四 略
 森林整備課 略
 保健福祉部
 保健福祉課
 一〇 三 略
 四四 九 略
 十 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関す
 ること。
 一一 一七 略
 一八 一 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資
 金貸与条例の施行に関すること
 一九 二八 略
 医療政策課
 一〇 二二 二 略
 二二三 保健に係る人材確保の総合調整に関する
 こと。

二十三～二十九 略

高齢対策課

一～三 略

四 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する
こと(介護福祉士に係るものに限る。)

五～十一 略

十二 介護に係る人材確保に関すること。

十三 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金
貸与条例の施行に関すること(介護福祉士に係
るものに限る。)

十四～三十 略

健康増進課 略

障害福祉課

一～十六 略

十七 アルコール健康障害対策基本法の施行に関
すること。

十八～二十六 略

二十七 略

子ども政策課 国保医療課 略

産業労働観光部

産業政策課・工業振興課 略

経営支援課

一～十六 略

十七 小規模企業者等設備導入資金
に関すること。

十八 中小企業高度化資金 に関するこ
と。

十九～二十一 略

国際課 略

観光交流課

一～八 略

九 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観
光の振興に関する法律 の施行に関する
こと。

十～十四 略

労働政策課

一～十二 略

十三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇
用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の
施行に関すること。

十四～二十五 略

農政部 略

県土整備部

監理課 住宅課 略

用地課

一～八 略

二十四 保健に係る研修の総合企画に関するこ
と。

二十五～三十一 略

高齢対策課

一～三 略

四～十 略

十一～二十七 略

健康増進課 略

障害福祉課

一～十六 略

十七～二十五 略

二十六 第二十二回全国障害者スポーツ大会の開
催に関すること。

二十七 略

子ども政策課 国保医療課 略

産業労働観光部

産業政策課・工業振興課 略

経営支援課

一～十六 略

十七 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行
に関すること。

十八 中小企業高度化資金の貸付けに関するこ
と。

十九～二十一 略

国際課 略

観光交流課

一～八 略

九 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進によ
る国際観光の振興に関する法律の施行に関する
こと。

十～十四 略

労働政策課

一～十二 略

十三 雇用対策法

の
施行に関すること。

十四～二十五 略

農政部 略

県土整備部

監理課 住宅課 略

用地課

一～八 略

九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による裁定事務に関すること。

十 略

総合スポーツゾーン整備室 略

会計局 略

2・3 略

(自動車税事務所)

第十九条の二 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 十三 略

十四 十六 略

課税課

一 三 略

3・4 略

(健康福祉センター)

第二十条 略

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部 略

地域保健部

健康支援課

一 略

二 児童福祉法の施行に関すること(専ら小児慢性特定疾病に係るものに限る。)

三・四 略

健康対策課

一 略

二 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること。

三 略

生活衛生課・試験検査課 略

3 7 略

(児童相談所)

第二十一条 栃木県行政機関設置条例第十条により設置された児童相談所は、次の業務を行う。

一 八 略

九 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第七条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査等に関すること。

十 十二 略

九 略

総合スポーツゾーン整備室 略

会計局 略

2・3 略

(自動車税事務所)

第十九条の二 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 十三 略

十四 自動車取得税・自動車税納税証紙取扱費の交付に関すること。

十五 十七 略

課税課

一 三 略

四 自動車取得税・自動車税特別会計に関すること。

五 栃木県証紙代金収納計器に関すること。

3・4 略

(健康福祉センター)

第二十条 略

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部 略

地域保健部

健康支援課

一 略

二 三 略

健康対策課

一 略

二 略

生活衛生課・試験検査課 略

3 7 略

(児童相談所)

第二十一条 栃木県行政機関設置条例第十条により設置された児童相談所は、次の業務を行う。

一 八 略

九 十一 略

2 栃木県中央児童相談所に、企画管理課、相談調査課、虐待対応課、判定指導課及び一時保護課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理課

一 八 略

九 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の要否の決定等に関する事

十 十五 略

相談調査課

一 四 略

五 七 略

八 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第七条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査等に関する事

九 十 略

十一 里親の支援に関する事

十二 十三 略

虐待対応課 一時保護課 略

3 栃木県南児童相談所に管理課、判定指導課及び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 公印の保管に関する事

二 職員の服務に関する事

三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事

四 予算の経理に関する事

五 物品の出納保管に関する事

六 現金、有価証券等の出納保管に関する事

七 施設及び設備の維持管理に関する事

八 児童福祉施設等に措置した児童に係る費用の徴収に関する事

九 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の要否の決定等に関する事

十 児童ケースレコード等の整理保存に関する事

十一 資料及び統計に関する事

十二 前各号に掲げるもののほか、判定指導課及び虐待対応課の主管に属しない事務に関する事

判定指導課

一 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村に対する援助等に関する事(虐待対応課の所掌するものを除く。)

二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずること(虐待対応課の所掌するものを除く。)

2 栃木県中央児童相談所に、企画管理課、相談調査課、虐待対応課、判定指導課及び一時保護課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理課

一 八 略

九 十四 略

相談調査課

一 四 略

五 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の要否の決定等に関する事

六 八 略

九 十 略

十一 十二 略

虐待対応課 一時保護課 略

三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導
に
関
する
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

四 巡回相談に関すること。

五 児童福祉法第二十六条の措置に関すること
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

六 児童福祉法第二十七条第一項及び第二項並び
に
第
二
十
七
条
の
二
の
措
置
に
関
す
る
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

七 児童福祉法第三十二条の六の規定による委託
等
に
関
す
る
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

八 民間あつせん機関による養子縁組のあつせん
に
係
る
児
童
の
保
護
等
に
関
す
る
法
律
第
七
条
第
二
項
（
第
十
二
条
第
五
項
に
お
い
て
準
用
す
る
場
合
を
含
む
）
の
規
定
に
よ
る
調
査
等
に
関
す
る
こ
と
。

九 関係機関との連絡調整に関すること（虐待対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

十 里親を希望する者の申出の受理、調査及び進
達
に
関
す
る
こ
と
。

十一 里親の支援に関すること。

十二 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会
学
的
及
び
精
神
保
健
上
の
判
定
及
び
指
導
に
関
す
る
こ
と
。

虐待対応課

一 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村
に
対
す
る
援
助
等
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ず
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

四 児童福祉法第二十六条の措置に関すること
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

五 児童福祉法第二十七条第一項及び第二項並び
に
第
二
十
七
条
の
二
の
措
置
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

六 児童福祉法第三十二条の六の規定による委託
等
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

七 児童虐待の防止等に関する法律に規定する通
告
又
は
送
致
を
受
け
た
場
合
の
措
置
に
関
す
る
こ
と
。

八 児童虐待の防止等に関する法律第十一条第三
項
の
規
定
に
よ
る
勸
告
に
関
す
る
こ
と
。

九 児童虐待の防止等に関する法律第十二条の規
定
に
よ
る
面
会
又
は
通
信
の
制
限
に
関
す
る
こ
と
。

十 関係機関との連絡調整に関すること（児童虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

所に管理課及び判定指導課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 四 略

五 物品の出納保管に関すること。

六 十四 略

判定指導課

一 四 略

五 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第七条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査等に関すること。

六 八 略

九 里親を希望する者の申出の受理、調査及び進達に関すること。

十 里親の支援に関すること。

十一 十三 略

5) 略

(農業振興事務所)

第二十五条 栃木県行政機関設置条例第十四条の規定により設置された農業振興事務所に、管理部(栃木県安足農業振興事務所を除く。)、企画振興部、経営普及部及び農村整備部(栃木県安足農業振興事務所を除く。)を置き、管理部に管理課を、企画振興部に企画振興課(栃木県安足農業振興事務所にあつては、企画調整課及び振興課)を、経営普及部に園芸課(栃木県上都賀農業振興事務所、栃木県芳賀農業振興事務所及び栃木県下都賀農業振興事務所にあつては、いちご園芸課及び野菜課)、農畜産課(栃木県那須農業振興事務所にあつては、農産課及び畜産課)及び経営指導担当を、農村整備部に調査保全課(栃木県河内農業振興事務所及び栃木県塩谷南那須農業振興事務所を除く。)、整備課(栃木県下都賀農業振興事務所にあつては、整備第一課及び整備第二課)及び管理指導担当を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調整課と振興課)の分掌事務は、所長が別に定める。)において、園芸課が分課されている農業振興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、農畜産課が分課されている農業振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、調査保全課が置かれていない農

所に管理課及び判定指導課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 四 略

五 物品の収納保管に関すること。

六 十四 略

判定指導課

一 四 略

五 七 略

八 里親又は保護受託者を希望する者の申出の受理及び進達に関すること。

九 里親を希望する者の申出に係る調査に関すること。

十 里親の指導に関すること。

十一 十三 略

4) 略

(農業振興事務所)

第二十五条 栃木県行政機関設置条例第十四条の規定により設置された農業振興事務所に、管理部(栃木県安足農業振興事務所を除く。)、企画振興部、経営普及部及び農村整備部(栃木県安足農業振興事務所を除く。)を置き、管理部に管理課を、企画振興部に企画振興課(栃木県安足農業振興事務所にあつては、企画調整課及び振興課)を、経営普及部に園芸課(栃木県上都賀農業振興事務所、栃木県芳賀農業振興事務所及び栃木県下都賀農業振興事務所にあつては、いちご園芸課及び野菜課)、農畜産課(栃木県那須農業振興事務所にあつては、農産課及び畜産課)及び経営指導担当を、農村整備部に調査保全課(栃木県河内農業振興事務所及び栃木県塩谷南那須農業振興事務所を除く。)、整備課

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調整課と振興課)の分掌事務は、所長が別に定める。)において、園芸課が分課されている農業振興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、農畜産課が分課されている農業振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、調査保全課が置かれていない農

業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除く。）にあつては調査保全課の事務を整備課において、整備課が分課されている農業振興事務所にあつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、それぞれ分掌するものとする。

管理部（農村整備部 略

3）6 略

（附属機関）

第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部 課室	附属機関	
略		
環境森林部	環境森林政策課	栃木県環境審議会
	略	
	環境保全課	略
略	森林整備課	栃木県森林審議会
略		

業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除く。）にあつては調査保全課の事務を整備課において

、それぞれ分掌するものとする。

管理部（農村整備部 略

3）6 略

（附属機関）

第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部 課室	附属機関	
略		
環境森林部	環境森林政策課	栃木県環境審議会
	略	
	環境保全課	略
略		

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項の表県土整備部の部用地課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に一号を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

（人事課）